

# 平成 19 年版 わかる行政書士 法令編・要点整理

【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成 19 年 7 月 30 日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部

TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置		改正前	改正後
P326 下 3 行目		助役・出納長・収入役	副市町村長
P338	ページ中 4 カ所	助役	副市町村長
	ページ中 2 カ所	吏員	職員
	下 4～3 行目	当該普通地方公共団体の吏員	その補助機関である職員
P340	重要チェック項目中	副知事・助役について 出納長・収入役について	副知事・副市町村長について 会計管理者について
	下 22 行目	助役・出納長・収入役に	副市町村長、会計管理者に
	下 21 行目	1. 副知事・助役	1. 副知事・副市町村長
	下 20 行目から次ページ上 4 行目までを下記に差し替え		
<p><b>意義・職務</b> 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督します。また、長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理します。</p> <p><b>設置</b> 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定めるものとされています。ただし、条例で置かないとすることができません。</p> <p><b>選任・任期</b> 副知事及び副市町村長は、それぞれの普通地方公共団体の長が議会の同意を得て選任し、その任期は 4 年です。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができます。</p> <p><b>2. 会計管理者</b></p> <p><b>意義・職務</b> 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどります。</p> <p><b>設置</b> 普通地方公共団体に会計管理者を一人置くものとされています。普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができます。</p> <p><b>選任・任期</b> 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命じます。議会の同意は不要です。ただし、普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができません。</p>			
P341 Point 整理の図中	副知事・助役・出納長・収入役		副知事・副市町村長、会計管理者
	助役		副市町村長
	出納長・収入役の図を削除し下の文章と差し替え		

会計管理者が担当する会計事務の例示			
現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと			
小切手を振り出すこと			
有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと			
物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと			
現金及び財産の記録管理を行うこと			
支出負担行為に関する確認を行うこと			
決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること			
P352	決算の解説中	出納長又は収入役は、	会計管理者は、
	同上 下2行目	意見を付けて議会の認定に	意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に

**【正誤】** 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。  
記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正	
P114 下14～12行目	したがって、この例では、…………… 訴えを提起することができます。	削除	
P115 point 整理中	裁判管轄の中の図	削除	
P156 下12行目	不隨的制約	附随的制約	
P160	本文上3行目	前述しましたが、	削除
	本文上5行目	先に説明したように	上に説明したように
P165 下6行目	(最判平1.9.19)	(最判平7.3.7)	
P175 上4行目	心身の自由	人身の自由	
P198 下5～1行目	どういう事かという。…………… はならないということです。	削除	
P219 上7行目	「取消し」できない点に注意	「取消し」できる点に注意	
P238 下7～4行目	e d e f	d e f g	
P243 下4～1行目2カ所	「枝」	「根」	
P257 下8～6行目	場合であり、権利質が成立するためには、その証券(=借用書)を引き渡すことによって成立する。	場合であり、譲渡に際して証書の交付が要件となっている債権については引渡しが成立要件(要物契約)であるが、その他の債権については引渡は要件にならない(諾成契約)。	
P268 本文上7行目	知らない(=善意)の場合	知らない(=善意・無重過失)の場合	
P273 下2行目	受働債権に	自働債権に	
P285 下12行目	Aがその後さらに	Bがその後さらに	
P293 下3行目	(64条)	(635条)	
P321 上7行目	(50万人未満の人口の場合は、面積が100k㎡以上必要)	削除	